TAP NEWS LETTER

Alliance
Accounting & Consulting

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

URL: www.aapjp.com E-mail: info@aapth.com TEL: +66-(0)-2-261-8182 1 Glas Haus Building, 12th Floor and Room 502 5th Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd.

タイの監査制度

12月が決算期となるお客様においては真っ只中の時期かと存じますが、今回はタイの監査制度についてお話したいと思います。

タイでは、公開会社、非公開会社に限らず、全ての法人に 監査人による会計監査が義務付けられています。株式会社 だけでなく、駐在員事務所、ジョイントベンチャー、外国法 人の支店等も、決算期ごとに年次決算書を作成し、タイ国の 公認会計士による会計監査を受けることが必要です。

一方、日本では、タイとは対照的に全ての法人に会計監査 を義務づけておらず、証券取引所へ上場している会社や一定 規模以上の会社など、会計監査を受ける義務のある法人が 限定されています。

タイの監査人は会計監査の対象となる決算書を受領後、 監査手続を実施します。監査手続はタイの監査の基準に規定 されていますが、特に以下の手続は重要な監査手続とされて います。

①**実査:**監査人が自ら法人の実物資産をカウントし、資産の実在性を確認する手続です。主に小口現金、株券、建物や機械等の有形固定資産などを対象とします。

②立会:主に商品、製品、原材料等の棚卸資産に対して行います。法人にて実施される棚卸作業に監査人が実地で立会い、実地棚卸状況を視察したり、監査人がサンプルチェックで棚卸資産をカウントすること等により、法人の期末棚卸資産を確認する手続です。

③確認:法人外部の第三者へ監査人が書面により問い合わせ、回答を入手する手続です。主に金融機関(銀行、証券会社等)、仕入先(仕入債務)、得意先(売上債権)、顧問弁護士(訴訟案件や法的見解の問い合わせ)等へ残高確認書を送付します。直接相手先から回答を得て残高等の確認ができるため、監査人にとっては重要な手続となります。

上記の3つの監査手続は日本の会計監査においても同様に実施されます。これらは原則として監査人が必ず実施する手続ですが、タイのローカルの監査事務所ではこれらの手続を省略していることも少なくないようです。手続の省略により、重要な不正が発見できず見逃されているケースもあるようですので注意が必要です。



監査人は上記の手続を含む監査手続を実施し、決算書が タイの会計基準に沿って作成されており、決算書の内容に関 して意見を表明できるに足る監査証拠を入手した後、監査報 告書にて監査意見を表明します。この監査人の監査意見が 付された年次決算書は、株主に提出され、決算日後4ヶ月内 に開催される定時株主総会(12月決算の場合、4月末まで) において承認を受ける必要があります。

監査意見が付された年次決算書は、定時株主総会から1ヶ月内に商務省へ、決算日後150日内(12月決算の場合、5月下旬)に税務署への提出が義務付けられています。なお、2015年12月期の年次決算より、商務省への年次決算書の提出は電子申告によることとなっています。

タイでは12月決算の法人が非常に多いため、タイ国の公認会計士の不足も相まり、これから5月末頃までは一番の繁忙期を迎えます。日本では、決算日後3ヶ月内で税務申告を含め年次の決算業務が終了するのが一般的ですが、タイでは商務省・税務署への提出期限間際となる、決算日後5ヶ月内まで決算業務が終了しないこともままあります。なお、BOIの法人税免税恩典を利用される場合は、決算日後120日内に、監査人によるBOI監査(年次決算書の会計監査とは別途のものです)を受け、報告書を恩典利用申請と共に提出する必要があります。提出期限が商務省・税務署への年次報告に先行しますので、スケジュール管理にご留意ください。

目次

● 「タイの監査制度」 P1
●タイビジネス関連法令 P2-4
●オフィスで使えるタイ語 ····· P5
●泰国自然探訪······ P5
● Saiyo の求職者情報 · · · · P6
● AAPC の不動産情報 ······ P7-11
●保険サービスのご案内 · · · · P13-15



タイビジネス関連法令

กฎหมายสำหรับการเปิดกิจการในประเทศไทย

Volume 23

คำนำ

จดหมายข่าวฉบับนี้จัดทำขึ้นเพื่อเป็นข้อมูลอ้างอิงในการทำงานด้านบัญชี
และภาษีที่บริษัทญี่ปุ่นซึ่งดำเนินธุรกิจในไทยมักต้องประสบ โดยได้
รวบรวม ข้อหารือกับกรมสรรพากรทั้งในอดีตและปจัจุบัน หัวข้อใน
จดหมายข่าวในแต่ละฉบับจะมีการคัดเลือกให้เหมาะสมโดยมีเนื้อหา
เกี่ยวกับปัญหาต่างๆที่บริษัทญี่ปุ่นในไทยมักต้องเผชิญ โดยทางบริษัทยัง
ได้ใช้ข้อมูลเหล่านี้ในการอ้างอิงด้วย ทางบริษัทหวังเป็นอย่างยิ่งว่าข้อมูล
เหล่านี้จะเป็นประโยชน์สำหรับทุกท่านไม่มากก็น้อย

คำพิพากษาฎีกาที่ 1821/2545
(ประมวลกฎหมายแพ่งและพาณิชย์ มาตรา 582, พระราชบัญญูติ คุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 17, พระราชบัญญูติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 20, พระราชบัญญูติคุ้มครองแรงงาน พ.ศ.2541 มาตรา 118)

เนื้อหาฎีกา

เมื่อลูกจ้างทำงานให้นายจ้างถึงวันที่ครบกำหนดระยะเวลาในสัญญาจ้าง แรงงาน สัญญาจ้างย่อมสิ้นสุดลงโดยมิต้องบอกกล่าวล่วงหน้าตาม พ.ร.บ. คุ้มครองแรงงาน พ.ศ. 2541 มาตรา 17 วรรคหนึ่ง นายจ้างจึงไม่ต้องจ่าย สินจ้างแทนการบอกกล่าวล่วงหน้าให้แก่ลูกจ้าง

สัญญาจ้างแรงงานที่มีการแบ่งทำสัญญาจ้างเป็นช่วงสั้น ๆ หลายช่วงโดยมี การกำหนดระยะเวลาเริ่มต้นและสิ้นสุดของสัญญาเป็นช่วงๆ ต่อเนื่องกัน เพื่อแสดงว่าลูกจ้างไม่ได้ทำงานติดต่อกัน ถือว่านายจ้างมีเจตนาไม่ให้ ลูกจ้างมีสิทธิได้รับค่าชดเชยตามกฎหมาย จึงต้องนับระยะเวลาการทำงาน ทุกช่วงเข้าด้วยกันเพื่อประโยชน์ในการได้สิทธิของลูกจ้างนั้นตามพ.ร.บ. คุ้มครองแรงงาน พ.ศ. 2541 มาตรา 20

始めに

当タックスルーリングはタイで事業活動を行う日系企業が直面する税務上の問題の解決を助けるため、現在・過去の税務規定やタックスルーリングを紹介・解説したものです。論点は毎号ランダムに選んでおりますが、取り上げた内容は多くの日系企業で解釈に困っている事項であり、かつ私共専門家も参考にしております。日系企業の皆様のタイでの事業運営の少しでもお役に立てれば幸いです。

最高裁判所判例 第1821/2545号 (民商法典第582条、1998年労働者保護法第17条、 1998年労働者保護法第20条及び1998年労働者保護法第 118条)

判例内容

労働者が使用者のために雇用契約書の満了日まで勤務 した時、雇用契約書は1998年労働者保護法第17条第1 段により事前通知する必要がなく、雇用契約が終了す る。したがって、使用者は、事前通知に代わる解雇予 告手当を労働者に支払う必要はない。

労働者が継続的に勤務していないことを示すために、 短期間で雇用開始日と雇用終了日を設定し、継続的に 複数の期間で雇用契約を締結している場合、使用者が 意図的に法定の解雇手当を労働者に支給しないとみな される。したがって、1998年労働者保護法第20条に基 づく労働者の権利を保護のために全ての雇用期間を合 計しなければならない。 พระราชกฤษฎีกา ออกตามความในประมวลรัษฎากร ว่าด้วยการลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ ๕๙๒)

พ.ศ. ២๕๕๘

(มาตรา 41 มาตรา 77/2 และมาตรา 76 ทวิ แห่งประมวลรัษฎากร)

ข้อหารือ

พระบาทสมเด็จพระปรมินทรมหาภูมิพลอดุลยเดช มีพระบรมราช โองการโปรดเกล้าฯ ให้ประกาศว่า โดยที่เป็นการสมควรปรับปรุงการลด อัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม

อาศัยอำนาจตามความในมาตรา ๒๒ ของรัฐธรรมนูญแห่ง ราชอาณาจักรไทย (ฉบับชั่วคราว)พุทธศักราช ๒๕๕๗ และมาตรา ๘๐ แห่งประมวลรัษฎากร ซึ่งแก้ไขเพิ่มเติมโดยพระราชบัญญัติแก้ไขเพิ่มเติม ประมวลรัษฎากร (ฉบับที่ ๓๐) พ.ศ. ๒๕๓๔ จึงทรงพระกรุณาโปรดเกล้าฯ ให้ตราพระราชกฤษฎีกาขึ้นไว้ดังต่อไปนี้

มาตรา ๑ พระราชกฤษฎีกานี้เรียกว่า "พระราชกฤษฎีกาออกตาม ความในประมวลรัษฎากรว่าด้วยการลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม (ฉบับที่ ๕๙๒) พ.ศ. ๒๕๕๘"

มาตรา ๒ พระราชกฤษฎีกานี้ให้ใช้บังคับตั้งแต่วันที่ ๑ ตุลาคม พ.ศ.๒๕๕๘ เป็นตันไป

มาตรา ๓ ให้ยกเลิกประกาศคณะรักษาความสงบแห่งชาติ ฉบับที่ ๙๒/๒๕๕๗ เรื่อง การลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่ม ลงวันที่ ๑๗ กรกฎาคม พุทธศักราช๒๕๕๗

มาตรา ๔ ให้ลดอัตราภาษีมูลค่าเพิ่มตามมาตรา ๘๐ แห่งประมวล รัษฎากรและคงจัดเก็บในอัตรา ดังต่อไปนี้

- (๑) ร้อยละหกจุดสาม สำหรับการขายสินค้า การให้บริการ หรือการนำเข้า ทุกกรณี ซึ่งความรับผิดในการเสียภาษีมูลค่าเพิ่มเกิดขึ้นตั้งแต่วันที่ ๑ ตุลาคม พ.ศ. ๒๕๕๘ ถึงวันที่ ๓๐ กันยายน พ.ศ. ๒๕๕๘
- (๒) ร้อยละเก้า สำหรับการขายสินค้า การให้บริการ หรือการนำเข้าทุก กรณี ซึ่งความรับผิดในการเสียภาษีมูลค่าเพิ่มเกิดขึ้นตั้งแต่วันที่ ๑ ตุลาคม พ.ศ. ๒๕๕๘ เป็นต้นไป

มาตรา ๕ ให้รัฐมนตรีว่าการกระทรวงการคลังรักษาการตามพระ ราชกฤษฎีกานี้ 所得の源泉税、法人税および付加価値税(派遣料 (Dispatch fee) を支払う場合) (歳入法典第41条、第77/2条および第76条第2項)

相談事項

下記の事実に基づくBアジア社(以下「同社」という)の従業員派遣料(Dispatch fee))の支払いに伴う所得の源泉徴収税、法人税および付加価値税に関する相談

- 1. 同社は12月28日に設立し、M氏、T氏又はH氏が会社を拘束するサイン権を有する代表取締役を務めている。同社は自動車部品の製造業を営み、日本に所在するA社(以下「親会社」という)の子会社である。
- 2. 同社は従業員をタイに派遣するために親会社 と契約を締結した(地域外派遣命令に関する契約書に 基づく)。

派遣期間は同社の状況に応じて変更又は 延長されるが、両者が協議の上で3ヶ月前に決定しな ければならない。日本人従業員は親会社の社員として 地位が継続し、日本での勤続年数として継続的に加算 される。

- 3. 同社は日本人従業員がタイに駐在している間 に以下のとおり給与とボーナスを負担する。
- 3.1.親会社は毎月24日に日本人従業員の日本の銀行口座に 給与の一部を振り込む。親会社はその日本人従業員への給与支払にかかる請求書を毎月発行して同社に請求するが、同社は他の追加費用を含めずに翌月に親会社に返金する。
- 3.2. 同社は給与の一部を日本人従業員の タイの銀行口座に振り込む。
- 4. 上記の3.1で親会社に毎月払い戻される給与とボーナスは従業員の派遣料(Dispatch fee)に該当するのか、又は親会社への返済金(Reimbursement fee)に該当するのか相談したい。

แนววินิจฉัย

1. ภาษีเงินได้นิติบุคคล

กรณีบริษัทฯ ทำข้อตกลงกับบริษัทแม่ ส่งพนักงานชาวญี่ปุ่นของบริษัท แม่เข้ามาทำงานให้กับบริษัทฯ ในประเทศไทย ตามหน้าที่หลักที่ระบุในหนังสือ สัญญา เป็นระยะเวลาต่อเนื่องตั้งแต่ 1 ปีขึ้นไป ตามหนังสือสัญญาเกี่ยวกับคำสั่ง ให้ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่ ซึ่งบริษัทฯ เป็นผู้รับผิดชอบจ่ายเงินเดือน และเงิน โบนัสให้กับพนักงานชาวญี่ปุ่นในระหว่างที่ปฏิบัติหน้าที่ในประเทศ ทั้งที่จ่ายจาก บริษัทฯ ในประเทศไทย และที่จ่ายจากบริษัทแม่ในประเทศญี่ปุ่น โดยบริษัทแม่ ไม่มีการเรียกเก็บค่าบริการอื่นใดเพิ่มเติมอีก และพนักงานชาวญี่ปุ่นยังมีฐานะ เป็นลูกจ้างของบริษัทแม่ กรณีดังกล่าวเข้าลักษณะเป็นสัญญาให้บริการโดยส่ง พนักงานเข้ามาให้บริการในประเทศไทย ดังนั้น จึงเป็นการให้บริการผ่านลูกจ้าง หรือพนักงานอื่น เป็นระยะเวลารวมกันเกินกว่าหกเดือนภายในสิบสองเดือนใดๆ และถือว่า บริษัทแม่มีสถานประกอบการถาวรในประเทศไทย ตามข้อ 5 วรรคสี่ แห่งอนสัญญาฯ และการให้บริการดังกล่าว เข้าลักษณะเป็นกำไรจากธุรกิจ ตาม ข้อ 7 แห่งอนุสัญญาฯ ซึ่งบริษัทแม่ประกอบธุรกิจโดยผ่านสถานประกอบการ ถาวรในประเทศไทย บริษัทแม่จึงมีหน้าที่ต้องเสียภาษีเงินได้นิติบคคลในประเทศ ไทย ตามมาตรา 76 ทวิ แห่งประมวลรัษฎากร โดยคำนวณจากค่าบริการซึ่งเป็น เงินเดือน และเงินโบนัสที่บริษัทฯ ต้องจ่ายให้พนักงานชาวญี่ปุ่นทั้งในประเทศ ไทยและประเทศญี่ปุ่น ดังนั้น เมื่อบริษัทฯ จ่ายค่าบริการดังกล่าว บริษัทฯ จึงมี หน้าที่ต้องหักภาษี ณ ที่จ่าย ในอัตราร้อยละ 5.0 ตามข้อ 12 ของคำสั่ง กรมสรรพากรที่ ท.ป. 4/2528ฯ ลงวันที่ 26 กันยายน พ.ศ. 2528

2. ภาษีมูลค่าเพิ่ม

การให้บริการของบริษัทแม่ตาม 1. เข้าลักษณะเป็นการประกอบกิจการ ซึ่งอยู่ในบังคับต้องเสียภาษีมูลค่าเพิ่ม ตามมาตรา 77/2 แห่งประมวลรัษฎากร โดยไม่ได้จดทะเบียนภาษีมูลค่าเพิ่มเป็นการชั่วคราว ตามมาตรา 85/3 แห่ง ประมวลรัษฎากร เมื่อบริษัทฯ จ่ายเงินเดือน และเงินโบนัสให้กับพนักงานชาว ญี่ปุ่นทั้งในประเทศไทยและประเทศญี่ปุ่น ซึ่งเป็นค่าบริการตามหนังสือสัญญา เกี่ยวกับคำสั่งให้ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่ บริษัทฯ จึงมีหน้าที่ต้องนำส่ง ภาษีมูลค่าเพิ่มในอัตราร้อยละ 7.0 ของค่าบริการดังกล่าว ตามมาตรา 83/6 (1) แห่งประมวลรัษฎากร

3. ภาษีเงินได้บุคคลธรรมดา (กรณีภาระภาษีของพนักงานชาวญี่ปุ่น)

กรณีพนักงานชาวญี่ปุ่นเข้ามาทำงานตามหน้าที่หลักที่ระบุในหนังสือ สัญญาให้บริษัทฯ ในประเทศไทย ในนามของบริษัทต่างประเทศ ตามหนังสือ สัญญาเกี่ยวกับคำสั่งให้ไปประจำหน้าที่นอกพื้นที่ เงินเดือนและเงินโบนัสของ บุคคลดังกล่าวถือเป็นเงินได้เนื่องจากหน้าที่งานที่ทำในประเทศไทย ไม่ว่าจะจ่าย จากในหรือนอกประเทศไทยก็ตาม ต้องนำมารวมคำนวณเสียภาษีเงินได้บุคคล ธรรมดาในประเทศไทย ตามมาตรา 41 วรรคหนึ่ง แห่งประมวลรัษฎากร และข้อ 14 แห่งอนุสัญญาฯ แม้พนักงานชาวญี่ปุ่นไม่ได้นำเงินเดือนที่จ่ายโดยบริษัทแม่ ในประเทศญี่ปุ่นเข้ามาในประเทศไทยก็ตาม บริษัทฯ มีหน้าที่ต้องหักภาษี ณ ที่ จ่าย ตามมาตรา 50 (1) แห่งประมวลรัษฎากร

審査結果

1. 法人税

親会社の日本人従業員をタイの同社に派遣する ために、同社は親会社と契約を締結している。日本人 従業員は当該地域外派遣命令に関する契約書に基づい て、契約書記載の主な任務を目的として1年以上継続 的に派遣される。同社は駐在期間中にタイ国内の同社 又は日本の親会社から日本人従業員に支給される給与 とボーナスを負担するが、親会社はその他のサービス 料を請求せず、日本人従業員の身分も親会社の社員で ある。このような場合、従業員をタイに派遣して役務 を提供する役務提供契約に該当する。従って、12ヶ月 の間に合計6ヶ月以上を超えて社員又は他の従業員に よって役務を提供する場合を規定した日泰租税条約の 第5条第4項に該当すると見なされるため、親会社はタ イ国内に恒久的施設を有することになる。このような 役務提供は、日泰租税条約第7条に基づいて、親会社 がタイの恒久的施設を通じて取得した営業利益に該当 する。親会社は歳入法典第76条第2項に基づいて、同 社が毎月給与とボーナスとしてタイ国内および日本で 日本人従業員に支払わなければならないサービス料を 基準に計算される法人税額をタイで納付する義務があ る。従って、同社は当該サービス料を支払う際に1985 年9月26日付け国税局令第トーポー4/2526号第12条に 基づいて5%の源泉税を徴収する義務がある。

2. 付加価値税

上記1の親会社の役務提供は、歳入法典第77/2 条により付加価値税の納税義務が発生するが、歳入法 典第85/3条の一時的な付加価値税登録を行っていない 付加価値税の課税対象事業である。同社が地域外派遣 命令に関する契約書のサービス料としてタイ国内およ び日本で日本人従業員に給与とボーナスを支払う際に は、同社は歳入法典第83/6(1)条に基づいて7%の付加 価値税を納付する義務がある。

3. 個人所得税(日本人従業員の納税義務)

日本人従業員が地域外派遣命令に関する契約書に基づいて、海外企業を代表して契約書に記載された主な任務をタイ国内の同社で行う場合、国内外で該当者に支払われる給与とボーナスはタイ国内での勤務による所得と見なされる。日本人従業員が日本の親会社から支払われる給与をタイに持ち込まなくても、歳入法典第41条第1段および日泰租税条約第14条に基づいてタイで個人所得税を納付しなければならない。同社は歳入法典第50(1)条に基づいて源泉徴収税を徴収する義務がある。



今月のお題

แจ้งลูกค้าเรื่องปฏิทินวันหยุดของบริษัทแล้วรึยัง ジェーン ルーカー ルアン パティティン ワンユット コーン ボーリサット レーオルーヤン

木村部長

ジェーン ルーカー ルアン パティティン ワンユット コーン ボーリサット レーオルーヤン

(お客さんに会社の休暇カレンダーを連絡しましたか。) แจ้งลูกค้าเรื่องปฏิทินวันหยุดของบริษัทแล้วรึยัง

ソムジャイ秘書 ヤンカ カムランジャ ジェーン

(まだです。ただいま、連絡するところです。) ยังค่ะ กำลังจะแจ้ง

木村部長

サイ コークワーム コーブクンティーシャイボリガーン ガップ ラオ ドゥアイナ

(「サービスをご利用いただき、ありがとうございます。」 という文章も入れてくださいね。)

ใส่ข้อความ "ขอบคุณที่ใช้บริการกับเรา"ด้วยนะ



POINT【文法】

動詞 レーオルーヤン

「レーオ」 は 「もう」という意 味で、疑問文は文の終わりに「レ ーオルーヤン」の言葉をつける と、(動詞) が終わりましたかと いう質問になります。また、早口 のとき、「レーオヤン」だけでも 使えられます。

ガーン ティー サン セットレーオルーヤン

頼んだ仕事は 終わりましたか。

งานที่สั่งเสร็จแล้วรึยัง

カムランジャ

「ジャ」は動詞の前につけて未 来、意志、予定などを表します。 「カムランジャ」を動詞の前に つけると今すぐにその動詞を始 めることを表します。

【例】

カムランジャ パイ カオ ホンナーム テー ルーッカー マー サ ゴーン トイレを行くところにお客さ んが来ました。

กำลังจะไปเข้าห้องน้ำแต่ ลกค้ามาซะก่อน

パティティンワンユット 休暇カレンダー ปฏิทินวันหยุด コークワーム メッセージ ซ้อความ

Volume

6

泰国自然探訪

タイ国内で自然を満喫できるお勧めスポットと、 そこに生息する生物についてご紹介させていただきます。

冒険心をくすぐる天然洞窟「チェンダオケーブ」

チェンダオ山の麓にあるチェンダオケーブはタイ最大 級の天然洞窟です。チェンダオバスターミナルからチェ ンダオ国立公園へ向かう道の途中に「ワットタムチェン ダオ」という地元で有名な寺院があり、その敷地内にチェ ンダオ山へ続く長い洞窟の入口があります。チェンダオ 山の麓に位置するその寺院の敷地には地下水が豊富に 湧き出る泉があり、巨大なナマズが泳ぐ姿が見られます。 入場料(40 バーツ)を支払って洞窟へ続く階段を上る と、洞窟の奥から冷たい空気が漂ってきます。洞窟内 の主要な通路と広場には照明が点いており、仏像が安 置され参拝できるようになっています。洞窟の距離は 12Km 以上にも及ぶとのことですが、内部は複雑に入 り組んでいるため旅行者が自由に歩き回れるのは照明 設備のある入口付近のみです。照明の無い更に奥の支 洞まで進む場合は、ランタンを用意した現地のガイドに 有料で同行を依頼することになります (ランタン使用料 100 バーツ+ガイド料として相場 100 バーツのチップ)。 視界ゼロの洞窟内をランタンの灯りで照らしならがら進 むと、様々な造形の鍾乳石が暗闇に次々と浮かびあがっ て幻想的な光景です。コウモリや蜘蛛、カマドウマなど、 洞窟ならではの生き物を観察することもできます。床が 湿って滑りやすく、狭い通路を潜り抜けるような場所も あるため、ちょっとした緊張感と冒険気分が味わえます。 チェンダオ観光の鉄板とも言える名所です。



今週の優秀な人材

バンコクにあるタイ国進出日系企業様向け人材紹介会社 SAIYO RECRUITMENT CO.,LTD. (サイヨーリクルートメント)から過去1週間の推奨人材のお知らせです。

1 / 女性 34 歳

総務・コーディネーター

英語:基本会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 23,000~25,000 バーツ

·2 女性 21 歳

会計

英語:単語会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 13.000 バーツ

3 男性 39 歳

メンテナンス・サービスエンジニア

英語: 社内会話可

希望勤務地 バンコク・サラブリー

希望給与 60,000 バーツ

4 女性 21 歳

会計

英語: 社内会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 15,000 バーツ

5 / 男性 24 歳

エレクトリカルエンジニア

英語:単語会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 18,000 バーツ

6 / 女性 32 歳

総務・通訳

言語 英語:社内ビジネスレベル 日本語:社内会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 60,000 バーツ

女性 23 歳

秘書・コーディネーター

英語: ビジネス会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 23,000~25,000 バーツ

8 女性 26 歳

通訳・総務

言語 英語:社内ビジネス会話可 日本語:基礎会話可

希望勤務地 バンコク

希望給与 25,000 バーツ

- ※上記以外にも登録者(タイ人・日本人)多数ございます。下記のウェブサイトで閲覧もできますし、 直接弊社にお問い合わせいただいても構いません。
- ※上記求職者の詳しい資料のお問い合わせ、その他人材の募集、労務に関するお問い合わせや タイ国で就職希望の日本人の方のご相談等は日本人担当までご連絡ください。



連絡先 Saiyo Recruitment Co.,Ltd

HP www.saiyo.co.th

TEL 02-665-7289 ~ 91 FAX 02-661-6937

No.1, Room 1203 Glas Haus Building, 12th Floor, Soi Sukhumvit 25 Sukhumvit Rd,

> タイ経済指標

項目	単位	2012	2013	2014	2015
GDP 成長率	前年比べ(%)	7.3	2.80	0.9	2.9(1-9月)
人口*	千人	68,035	68,382	67,065	67,260(10月)
労働者の数*	千人	39,821	39,808	38,963	38,557(11月)
失業率**	%	0.66	0.72	0.84	0.91(11月)
最低賃金* バンコク	バーツ/日	300	300	300	300
チョンブリー		273	300	300	300
アユタヤー		265	300	300	300
ラヨーン		264	300	300	300
賃金:全国製造業の平均	バーツ	10,159	11,066	12,074	12,298(11月)
インフレ率**	前年比べ(%)	3.00	2.19	1.90	▲0.90(11月)
中央銀行政策金利*	%	2.75	2.25	2.00	1.50(12月)
普通貯金率**	%	0.75	0.68	0.59	0.56(12月)
ローン金利(MLR) **	%	7.29	7.16	6.96	6.75(12月)
SET 指数*	1975年:100	1,391.93	1,298.7	1,497.7	1,288.0(12月)
バーツ/100円**	バーツ	38.98	31.53	30.77	28.31(12月)
バーツ/米ドル**	バーツ	31.08	30.73	32.48	34.25(12月)
円/米ドル**	円	79.79	97.6	105.84	121.0(12月)
車販売台数(1月からの累計)	台数	1,428,628	1,337,631	884,346	717,961(11月)
BOI 認可プロジェクト	件数	2,262	2,016	1,662	2,237(1-12月)
BOI 認可プロジェクト金額 * # * * * * * * * * * * * * * * * * * *	10 億バーツ	983.9	1,027.3	729.4	809.4(1-12月)

^{*}期末、**平均

Investment Opportunities

> M&A

Ref MA16001

業種 建設業 投資形態 資本提携

備考 会社はタイの株式市場に上場している建設会社です。 現在機械、電気、および配管(MEP: Mechanical, Electrical, and Plumbing)、土木工学中心に事業を拡大していますが。今後はグリーンビルディング、オフィスオートメーション、プロジェクト管理などの建設関連の技術を提供できる戦力的のパートナーを探しています。資本提携する金額による株の 15%~30%を提供することができますが内容に応じて 45%まで提携することも可能です。

<u>財務指標</u> Unit: 百万バーツ

	2012 年	2013年	2014年
1. 売り上げ	7,000	8,690	9,360
2. 純利益	-53	8	16
3. 総資産	8,778	10,544	9,675
4. 総負債	7,001	8,282	7,472
5. 総資本	1,777	2,262	2,203

注)情報の正確性はデューデリジェンスの段階に確認する。

> タイ不動産情報

販売物件

No	物件	立地	価格(バーツ)	面積 (m³)	備考
SC1701	コンドミニアム	トンロー	5,500,000	49.5	1BD
SC1301	コンドミニアム	プラカノーン	7,500,000	52	1BD
SL8007	工場用地	Eastern Seaboard ラヨン	34,475,000	15,768.80	-
SA1001	サービスアパート	シーラチャー	650,000,000	10,552.5	-
SA0003	サービスアパート	スクンビット	700,000,000	42 室	-

賃貸物件:工場と倉庫

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RW0501	倉庫	テーパラック	138,400	1,384	即
RW0101	倉庫	バンプリー	173,400	1,020	即
RF0201	工場	バンプリー	119,140	644	即
RF0101	工場	テーパラック	140,000	860	即
RF9001	工場	チョンブリー	328,250	1,313	即

賃貸物件:オフィスとサービスオフィス

No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RO4701	サービスオフィス	アソーク	28,000	11	3 人用
RO4701	サービスオフィス	アソーク	32,000	17	7 人用
RO4401	オフィス	エカマイ	45,600	76	即
RO4601	オフィス	アソーク	55,000	100	即
RO4501	オフィス	プロンポン	73,920	96	2016年4月

賃貸物件:住居

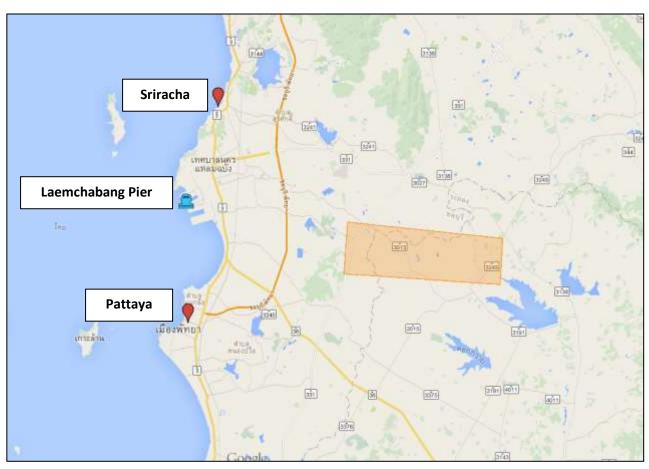
No	物件名	立地	月の家賃 (バーツ)	面積 (㎡)	備考
RC0001	コンドミニアム	Amata City, ラヨン	12,000	32	スタジオ
RC0101	コンドミニアム	シーラチャー	30,000	50	1BD
RC2601	コンドミニアム	プロンポン	55,000	87	1BD Duplex
RA1101	アパート	プルーンチット	75,000	84	1BD
RA1001	アパート	アソーク	85,000	177	3BD



ピントン 3 工業団地内の工場用地

- ·土地面積 15,768.8 m² (9.85Rai)
- ・IEAT 恩典付き
- -2012 年に購入
- ・チョンブリー県内の各工業団地やレムチャバン港へのアクセスも良好
- ・現所有者は日系企業
- ・メイン道路沿いで、形状はほぼスクエア
- 売買時に発生する登記移転費用、特別事業税は売主と買主で折半

価格 34,475,000 THB (350 万 THB/ライ)



注)情報は2016年1月現在のもので、情報の正確性はデューデリジェンスの段階に確認する。





~日本人・タイ人ライフプランナーによる保険サービスのご案内~

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御 礼申し上げます。

Asia Alliance Partner Co., Ltd.では、2004 年 9 月の設立以来、多くの在タイ日系企業様のタイでの事業運営を支援させていただいております。その過程で、お客様よりさまざまな保険へのお問い合わせをいただいておりました。2015 年、弊社は保険代理店登録の承認を取得し、2016 年より保険サービスを開始いたします。お客様を取り巻くさまざまなリスクに対して、複数社から比較・検討し、ニーズ合った商品をご提案させていただきます。タイ国での保険実務を十分に積みましたタイ人プランナーと、日本での保険会社・代理店経験のある日本人プランナーにより専門的な保険サービスを提供させていただきます。

【AAP 保険サービスの基本コンセプト】

- ✓ 日本人プランナーに、日本語で気軽に問い合わせでき、日本語で回答を受けられる
- ✓ タイ国で営業している保険会社複数社からニーズに合った商品を選べる
- ✓ タイ国の実情に沿った補償内容のアドバイスを受けられる
- ✓ 弊社会計サービス、法務サービスと連携できる

在タイ日系企業様が保険へのお悩みに関して、気軽に相談できるホームドクターのような存在になりたいと考えておりますので、ぜひご利用いただけますと幸いです。

(取扱い保険会社プロフィール)

[Muang Thai Life Assurance] [Muang Thai Insurance]

設立:1951 年。タイ国商業銀行第 4 位のカシコン銀行系の生命保険、損害保険会社。 タイ国における保険料マーケットシェア 第 2 位。

[PRUDENTIAL Life Assurance]

設立:本国イギリス 1848年、タイ国 1995年。世界規模の金融グループ。

タイ国における保険料マーケットシェア 第10位。

【Tokio Marine Insurance Group】(生命保険・損害保険)

設立 : 本国日本 1879 年、タイ国 1997 年。日本最大級の保険グループ、東京海上ホール ディングス出資。

(Southeast Insurance)

設立:1946 年。タイ初の生命保険会社。大手財閥 TCC グループ。

※取扱い保険会社は今後も増える予定



(担当プロフィール)

【タイ人プランナー】 ワニダ・チャンコン

カセサート大学卒業後、生命保険会社および銀行にて 15 年以上ライフプランナーとして生命保険、損害保険業に従事。主にバンカシュランス業務を担当。2015 年 11 月に AAP に入社。現在に至る。

【日本人プランナー】 藤木 亜矢子

九州産業大学卒業後、損害保険会社および保険代理店にて 10 年以上内務クラークとして生命保険、損害保険業に従事。主に個人分野の保険を担当。2015 年 11 月に AAP に入社。現在に至る。

《お問い合わせ先》

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

1 Glas Haus Building, 12 Fl., Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit 21 Rd.,

Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

TEL: +66-(0)-2-261-8182 FAX: +66-(0)-2-261-8183

URL: http://www.aapth.com

担当:

藤木(日本語) Mob:+66(0)-63-215-4015 Mail:fujiki@aapth.com

ワニダ(タイ語、英語) Mail:wanida@aapth.com



<保険で備えることができるリスク>

法人のお客様向け	備えるリスク
企業の資産を守る保険	・事務所、倉庫、工場の火災や災害による建物や什器、商品への補償
	・地震による建物の損害
	・事業用の什器、商品等を対象にした、輸送中や使用中に起こる偶然の事
	故による損害
	・原材料、仕掛品、製品、在庫品などの動産を対象にした保管中、加工中
	に起こる偶然の事故による損害
	・法人にて使用の自動車事故による従業員と相手方への補償
企業経営を守る保険	・企業活動により発生する賠償責任
	・経営者、役員の死亡保障
	・社員の死亡時の弔慰金
	・役員、社員退職金の準備
福利厚生の保険	・従業員の病気やケガ
個人のお客様向け保険	・病気による入院、通院やケガへの備え
	・老後に備えての貯蓄
	・世帯主の万が一への備え
	・お子様の教育資金
	・海外旅行中の事故や怪我
	・ゴルフプレー中のお怪我や賠償責任
	・火災による家屋の損害補償
	・自動車事故によるご自身と相手方への補償

- ・タイの生命保険料控除を受けることで、個人所得税を抑えることが可能です。
 - 一般の生命保険:最高 10 万バーツを所得から控除できます。(※その他要件有り)

適格年金型生命保険:最高30万バーツを所得から控除できます。(※その他要件有り)

・日本とは異なり、タイではあらゆる保険の保険料を経費として損金計上することができます。(契約者を法人、被保険者を従業員とした保険でも、必要書類を整えることで可能となります。)

※利用規定・免責事項

当二ュースレターに掲載された全ての記事・写真の無断転載を禁じます。

また、当ニュースレターに記載された文書及び内容に関しましては、正確性·妥当性の確保に努めておりますが、各事項に含まれる情報の利用、及び利用できなかったことにより生じる直接的または間接的な損失に対し、弊社及び関連会社は一切の責任を負いかねますことをご了承ください。

特定の事案につきましては、適切なアドバイザーにご相談されることをお勧めいたします。